

登 園 届

アイ保育園

ク ラ ス _____

お 子 様 氏 名 _____

日 付: _____ 年 _____ 月 _____ 日

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快したため

_____年 _____月 _____日から登園します。

該当疾患 に○	疾患名	療養期間の基準 ※以下の基準に基づき、医師が判断する
	麻疹(はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
	インフルエンザ	発熱した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで、又は適正な抗菌薬による 5 日間の治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘・带状疱疹	すべての発疹が痂皮化するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過したもの
	A 群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後 24 時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで
	流行性角結膜炎	感染力が非常に強い為、結膜炎の症状が消失していること
	RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなるまで
	突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態がよくなるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	ウイルス性肝炎(A 型)	肝機能が正常になるまで
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、普段の食事が摂れるようになるまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、激しい咳が治まるまで
	伝染性紅斑(りんご病)	発疹期には感染力がない為、全身状態の良い者は登園可
	ヘルパンギーナ	全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登園可
	手足口病	全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登園可
	伝染性膿痂疹	患部を覆えば登園可、覆えない場合は痂皮が脱落するまで
	新型コロナウイルス	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること
	その他の感染症(_____)	

※保育園生活での注意点

(_____)

保 護 者 氏 名 _____

出席停止期間について

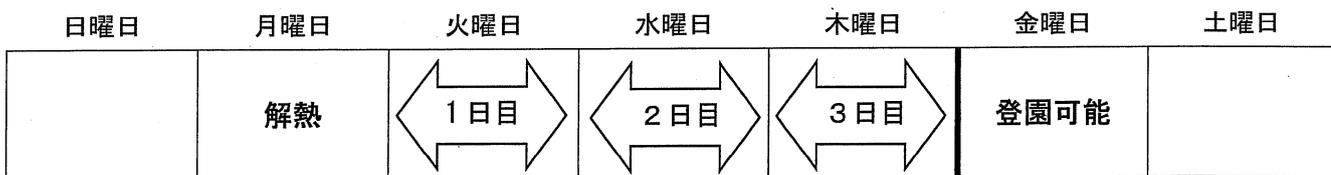
インフルエンザ

<参考:出席停止期間の算定について>

出席停止期間の算定では、解熱等の現象がみられた日は期間には算定せず、その翌日を1日目とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は期間には算定せず、火曜日(1日目)、水曜日(2日目)および木曜日(3日目)の3日間を休み、金曜日から登園可能ということになります。

図1 「出席停止期間:解熱した後3日を経過するまで」の考え方

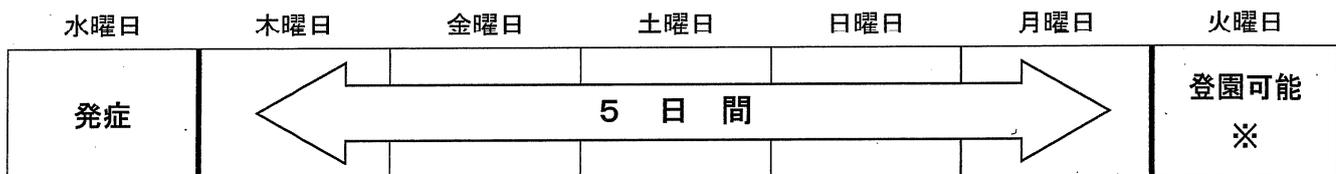


また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」という時の「発症」とは、一般的には「発熱」のことを指します。日数の数え方は上記と同様に、発症した日(発熱が始まった日)は含まず、その翌日から1日目と数えます(図2)。

「発熱」がないにもかかわらずインフルエンザと診断された場合は、インフルエンザにみられるような何らかの症状がみられた日を「発症」した日と考えて判断します。

なお、インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」であるため、この両方の条件を満たす必要があります。

図2 インフルエンザに関する出席停止期間の考え方



発熱等が出現

※ただし、解熱後3日を経過している必要があります。

新型コロナウイルス感染症

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで